

## 総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月18日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

尾上 昭則	出射 實	宮本 英美	由喜門 尊
藤原 由果	宇津木 康文	石黒 五月	藤原 和正
大森 茂利	久山 英之		
欠席委員			
太田 修			

4. 農地利用最適化推進委員

高田 和之	時 實乙 伊	佐藤 辰也	田中 伸五
正富 清人	福池 正美	大森 文生	山本 祐章
久米 啓之			
欠席委員			

5. 議事に参与した者

事務局 青木 潔  
事務局 藤原 将也  
事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第4条許可申請について  
第3号議案 農地法第5条許可申請について  
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進  
計画(案)について  
第5号議案 農用地利用集積等計画の取消処分について

その他の議題

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
これより令和7年度瀬戸内市農業委員会、第5回の総会を始めます。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。
- 議長（会長）（あいさつ）  
皆様の適正な審査、よろしくお願いします。
- 事務局 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員 太田 修 委員から欠席届が出ていることを報告します。  
それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に大森 茂利 委員、久山 英之 委員よろしくお願いします。  
まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について2番案件が■■委員の除斥関係が入っておりますので、この案件を先に審議及び採決をしたいと思います。その間、出射委員は退席をお願いいたします。  
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1項目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてです。
- 【2番案件】**
- 譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。  
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。  
農地の所在地「牛窓町長浜 ■ ■ ■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積「1, 856 m<sup>2</sup>」。農地までの距離「1, 000m」。耕作面積「15, 170 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■ となっています。
- 以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。担当委員のご意見を伺います。  
2番案件について、時実委員より説明をお願いします。
- 時実委員 譲受人は譲渡人の畠を今までずっと作らせてもらっていて、ご主人や息子さんが亡くなられたので、管理ができないから今まで作っていただいた譲受人に買ってくださいということで話がまとまりました。何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
- 議長 それでは、第1号議案の2番案件につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の2番案件について可決に賛成の方は  
挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。それでは■■委員の退出を解除します。お入りください。引き続きまして、農地法第3条許可申請1番案件、3番案件から15番案件まで事務局から説明をお願いします。

事務局 【1番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在地「牛窓町長浜 ■ ■ ■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積「508m<sup>2</sup>」。農地までの距離「2,000m」。耕作面積「6,635m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■ となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在2筆「牛窓町長浜 ■ ■ ■」。面積「744m<sup>2</sup>」。

「牛窓町長浜 ■ ■ ■」。面積「745m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「畠」。面積「1,489m<sup>2</sup>」。農地までの距離「1,500m」。耕作面積「52,764m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■ となっています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在2筆「邑久町豊原 ■ ■ ■」。面積「135m<sup>2</sup>」。

「邑久町豊原 ■ ■ ■」。面積「118m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「畠」。面積「253m<sup>2</sup>」。農地までの距離「1m」。耕作面積「0m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「3名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」による

ものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

#### 【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在地「邑久町本庄■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 903m<sup>2</sup>」。農地までの距離「2, 000m」。耕作面積「6, 635m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

#### 【6番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在10筆「長船町東須恵 ■■■」。面積「1, 293m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■■■」。面積「842m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■■■」。面積「368m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■■■」。面積「989m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■■■」。面積「1, 095m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■■■」。面積「935m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■■■」。面積「994m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■■■」。面積「644m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■■■」。面積「608m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■■■」。面積「638m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「8, 406m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり■■となっています。

#### 【7番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在3筆「長船町飯井 ■■■」。面積「1, 078m<sup>2</sup>」。

「長船町飯井 ■■■」。面積「1, 204m<sup>2</sup>」。

「長船町飯井 ■■■」。面積「999m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「3, 281m<sup>2</sup>」。農地までの距離「7, 000m」。耕作面積「8, 962m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相

手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

【8番案件】

讓受人「██」。

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「長船町飯井■ ■ ■」。登記地目「田」。現況地目「畠」。面積「315m<sup>2</sup>」。農地までの距離「10m」。耕作面積「320m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■ となっています。

【9番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榎 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在 2 筆 「長船町飯井■ ■ ■」。面積 「6 4 9 m<sup>2</sup>」。

「長船町飯井■ ■ ■」。面積「820m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 469 m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり■■となっています。

【10番案件】

讓受人「██」。

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「長船町磯上■ ■ ■」。登記、現況地目いずれも「畑」。面積「289m<sup>2</sup>」。農地までの距離「300m」。耕作面積「0m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■ となっています。

【1 1番案件】

讓受人「███████████████████ ████ ████ ████ ████ ████ ████」。

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在 2 筆 「長船町磯上■ ■ ■」。面積 「354m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上■ ■ ■」。面積「152m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「506m<sup>2</sup>」。農地までの距離「30m」。耕作面積「0m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■ となっています。

### 【1 2番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在 2 筆 「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積 「8 5 9 m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積 「7 1 2 m<sup>2</sup>」。

登記地目、現況地目 「田」。または 「畑」。面積 「1, 5 7 1 m<sup>2</sup>」。農地までの距離 「2 0 m」。耕作面積 「2, 3 6 3 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも 「2名」。取得の理由は 「増反」によるもの。譲渡理由は 「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 10 a あたり ■ ■ となっています。

### 【1 3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在地 「長船町磯上 ■ ■ ■」。登記、現況地目いずれも 「畑」。面積 「4 3 0 m<sup>2</sup>」。農地までの距離 「2 0 m」。耕作面積 「2, 3 6 3 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも 「2名」。取得の理由は 「増反」によるもの。譲渡理由は 「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 10 a あたり ■ ■ となっています。

### 【1 4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

農地の所在地 「長船町磯上 ■ ■ ■」。登記、現況地目いずれも 「畑」。面積 「2 2 2 m<sup>2</sup>」。農地までの距離 「2 0 m」。耕作面積 「2, 3 6 3 m<sup>2</sup>」。家族数、耕作者数はいずれも 「2名」。取得の理由は 「増反」によるもの。譲渡理由は 「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので 10 a あたり ■ ■ となっています。

### 【1 5番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在 11 筆 「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積 「1, 0 1 9 m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積 「5 7 2 m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積 「5 7 9 m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積 「9 3 4 m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積 「5 6 9 m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積 「9 3 7 m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積 「5 0 4 m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「301m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「671m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「757m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「202m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「7,045m<sup>2</sup>」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあたり■ ■ となっています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

1番案件について、高田委員より説明をお願いします。

高田委員 譲受人と譲渡人は親戚にあたるということで、譲渡人が整理したいということで問題ありません。

議長 続きまして、3番案件について、時實委員より説明をお願いします。

時實委員 譲渡人が譲受人に作ってもらっていて、譲受人は高齢で作れないので買ってくださいということでお願いしたら、買うということで話がまとまりました。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 続きまして、4番案件について、田中委員より説明をお願いします。

田中委員 はい、4番案件について説明させていただきます。譲渡人は今県外にいて、土地の管理ができないということで、今まで近所の方が管理をしていましたけど、譲受人が管理してもいいということでそういう話になりました。贈与というかたちで話がついたようです。問題はないかと思いますが、今、柿の木が2、3本あります。以上です。

議長 続きまして、5番案件について、正富委員より説明をお願いします。

正富委員 はい、説明いたします。1番案件と同じような状態です。譲受人は米を作るのに、機械がまだ全部揃っていない状態で、機械を借りて耕作するそうです。特に問題はないと思いますので、検討よろしくお願ひします。

議長 続きまして、6番案件、9番案件、15番案件は後ほど事務局より説明をします。

7番案件、8番案件について、福池委員より説明をお願いします。

福池委員 7番案件を説明いたします。譲渡人は長年耕作をしておりません。管理も大変で、譲り先を探しておりました。その話を聞きまして、近くで耕作しております譲渡人を私が紹介し、話がまとまりました。問題はございません。よろしくお願ひします。8番案件ですけども、譲渡人はこの畑を相続しましたが、本人は九州に住んでいるので、不動産屋を通して、譲受人に売却しました。譲受人は野菜を作りたいとのことで問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長 続きまして、10番案件から14番案件について、時岡委員より説明をお願いします。

- 時岡委員 10番案件についてご説明します。譲渡人はこちらに住んでいないということで、譲受人が屋敷を買われたそうです。その時の条件として、畠も合わせて買ってくださいということで話がまとまつたそうです。今回3条の申請がなされたということです。11番案件ですが、こちらも同じような条件で、譲受人は県外に住んでいますが、譲渡人の屋敷を買わされて、その時の条件として、田畠についても買ってくださいという条件で、話がまとまつたということで3条の申請がなされたということです。それから、12、13、14番案件ですが、太陽光発電がくると見晴らしも悪くなるので、できたら買わせてもらえないかと譲渡人に話をしたところ、よろしいですよと話がまとまりました。ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議長 それでは、事務局から6番、9番、15番案件についての説明をお願いいたします。
- 事務局 では、6、9、15番案件について私の方から説明させていただきます。なお、6番案件の大森委員と9番案件の福池委員、そして15番案件の時岡委員からは、事務局から説明させていただくことをご承諾いただいております。営農型太陽光発電については、皆様、7月の全体をお集まりいただいた時に、新規の3条許可申請について許可保留となった件については記憶に新しいところだと思います。これについては、市内のですでに許可を受けたところの一部で、きちんと管理ができていないということで、許可保留になっている状態です。その前の6月、それよりも前に3条許可を受けたものについて、この度、この議案にある通り、3条の地上権設定および第3号議案 農地法第5条許可申請に出てくるパネルの設置が一時転用、については、その7月の時も説明した通り、営農型太陽光発電の設備の設置にかかるガイドラインの中で、地域計画、今年の4月から始まった地域計画において、地元の合意を得る必要があります、という決まりになっていることから、7月の末にそれぞれの地区、地元の関係者、具体的には農業委員、会長や推進委員、関係業者、地元の隣接の農業者の方、水利関係の代表の方、そして事務局を交えて、皆さんと話をして、管理の体制であるとか、緊急時の連絡体制やどういった取り組みをしようとしているのか、というような話をいただいて、3地区それぞれにおいて一応合意形成が図られました。そしてその合意形成が図られた上で、地域計画の中で合意が図られましたよ、ということを公表した上で、この度、正規の手続きを踏んで、この第1号議案の地上権設定、後ほど出てくる第3号議案の一時転用申請の議案を上呈しているところです。事務局からは以上です。
- 議長 それでは、第1号議案につきまして、1番案件および3番案件から15番案件まで何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件および3番案件から15番案件まで可決に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第2号議案 農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料、4頁をご覧ください。第2号議案 農地法第4条許可申請についてです。

#### 【1番案件】

申請人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。

土地の所在「邑久町山手 ■ ■ ■」。登記地目「田」。現況地目「畑」。面積「113m<sup>2</sup>」。転用目的「露天駐車場」。施設の概要「露天駐車場 113m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金なし。隣地への被害はありません。なお、転用申請、農用地区域外農地です。位置図は資料13頁をご覧ください。邑久中学校から北へ500mの場所が今回の申請地となっております。現地写真と合わせてご覧ください。以上、説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大河原委員 はい。1番案件についてご説明をいたします。ちょうど場所は今事務局からご説明あったように、朝倉モータースからずっと山手に向かって東、T字路の近くということでございます。この申請人はですね、生活面でも駐車場がないということで、以前からそういう申し出があったのですが、この度、事務局の方でご相談されて、申請をいたしましたということで報告を受けております。先般来られまして、許可の署名を致したということでござります。近隣に対してもいささかの問題はないという風に判断をしておりませんので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、第4条のご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件の可決に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第3号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料、5頁をご覧ください。第3号議案 農地法第5条許可申請についてです。

#### 【1番案件】

借人「広島県広島市中区小町4番33号 電気業 中国電力株式会社  
代表取締役 中川 賢剛」。

貸人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 農業 株式会社彩の榊  
代表取締役 佐藤 幸次」。

農地の所在10筆「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「1, 293 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「842 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「368 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「989 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「1, 095 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「935 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「994 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「644 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「608 m<sup>2</sup>」。

「長船町東須恵 ■ ■ ■」。面積「638 m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「8, 406 m<sup>2</sup>」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置

2, 826.74 m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第2種農地  
米420kg」。資金■ ■。隣地への被害はありません。なお、賃貸借  
権設定で、10aあたり■ ■、9筆農用地区域内、1筆農用地区域外  
農地です。位置図は資料14頁をご覧ください。日本一のだがし売場の  
周辺が今回の申請地となっております。左側の地積図をご覧ください。

10筆が今回の申請地となっております。次の現地写真と併せてご覧ください。

#### 【2番案件】

借人「広島県広島市中区小町4番33号 電気業 中国電力株式会社  
代表取締役 中川 賢剛」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 農業 株式会社彩の  
榊 代表取締役 佐藤 幸次」。

農地の所在2筆「長船町飯井 ■ ■ ■」。面積「649m<sup>2</sup>」。

「長船町飯井 ■ ■ ■」。面積「820m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 469m<sup>2</sup>」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 416.83m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 米 420kg」。資金 ■ ■ 。隣地への被害はありません。なお賃貸借権設定で、10aあたり■ ■ 、農用地区域内農地です。位置図は資料16頁をご覧ください。美和幼稚園から800mのところに今回の申請地があります。地積図をご覧ください。2筆が今回の申請地となっております。現地写真と併せてご覧ください。

### 【3番案件】

借人「広島県広島市中区小町4番33号 電気業 中国電力株式会社  
代表取締役 中川 賢剛」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 農業 株式会社彩の  
榊 代表取締役 佐藤 幸次」。

農地の所在11筆「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「1, 019m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「572m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「579m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「934m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「569m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「937m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「504m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「301m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「671m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「757m<sup>2</sup>」。

「長船町磯上 ■ ■ ■」。面積「202m<sup>2</sup>」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「7, 045m<sup>2</sup>」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 2, 393. 95m<sup>2</sup>」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 米 420kg」。資金 ■ ■ 。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定で、10aあたり■ ■ 、農用地区域内農地です。位置図は資料17頁をご覧ください。日本マタイ株式会社がありまして、その周辺が今回の申請地となっております。地積図をご覧ください。11筆が今回の申請地となっております。次の現地写真と併せてご覧ください。

以上、事務局からの説明を終わります。

- 議長 続きまして、こちらも事務局より説明をお願いします。
- 事務局 ほどの農地法第3条許可申請とこの5条の一時転用申請は一体をなすものでして、説明については先ほど事務局から申し上げた通りです。皆様に見ていただいた位置図の箇所に営農型太陽光発電を設置することについて、各地区の皆様と協議をして、合意形成が図られているところでございます。簡単な説明にはなりますが、以上です。
- 議長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番案件から3番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案資料、6頁をご覧ください。

#### 【第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画（案）議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

- 議長 ただいまの第4号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、報告承認とします。続いて、第5議案 農用地利用集積計画の取消処分について事務局よりお願いします。

- 事務局 12頁をご覧ください。第5号議案 農用地利用集積計画の取消処分についてでございます。

番号1、権利の設定を受けた者「■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。権利を設定した者、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■」。設定した土地、邑久町百田 ■ ■ ■、他一筆。面積合計1, 456m<sup>2</sup>。権利を設定した期間ですが、3年で令和7年3月10日から令和10年3月9日となっております。取り消し事由といたしましては、下に記載しております通り、権利を設定したもの、上で申し上げました■ ■ ■、農地所有者、具体的には■ ■ ■の姉の■ ■ ■という方になります。これが別人であり、農地所有者の同意なくして違法に交わされた賃貸借権設定であったことが先般判明したため、このたび取り消しの議案を上呈差し上げるものです。少し具体的に説明させていただきます。この対象農地は昭和62年に当時の所有者であった賃貸人である■ ■ ■の母が亡くなつて以降、未相続の農地の状態になりました。令和2年の3月から■ ■ ■氏は現在の賃借人である■ ■ ■に農地を貸しつけておりまして、令和7年の2月に貸借期間の更新を行つたところでございますが、令和7年6月に、今回の相談者であり、現在の土地所有者である■ ■ ■の代理人である弁護士の方から、この利用権設定の取り消しに関する相談がありました。具体的には、この土地については、兄弟の間で係争中ということで、2月7日に正式な裁判の結果を経て、お姉様の所有権となりました。この貸し借りの手続きについては1月20日に事務局の方に提出がなされまして、翌月の2月13日に公告がされて効力発揮となっておりますが、所有権移転の情報をな把握するのにタイムラグが生じる都合上、お姉様の土地になつてゐることが判明しないまま公告がなされたもので、ここに記載があるとおり、お姉様の方が、この土地の貸借がなされていることを知つて、同意をされていれば問題はないのですが、この貸し借りについても同意した覚えがないということでしたので、権利の設定を受けられた■ ■ ■と権利を設定した■ ■ ■の方にこの事実をお伝えして、この9月の農業委員会において、取り消しの議案を上程させていただく旨を通知して了解を得て取り消しとなつております。この取り消しについては農業経営基盤強化促進法の基本要項の中で市が取り消しを行うのですが、それにあたつては農業委員会の意見を聞くことと、農業委員会の決定を経ることとなつておりますので、皆様のご審議をいただければなと思っております。なお、本件は許可ではなく、承認案件となつております。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。ないようですので、本案期について報告書をとさせていただきます。以上で提案審議全て終了いたしました。続いてその他の項目についてです。事務局、お願ひします。

事務局 今後の総会の予定について、令和7年度10月の通常総会は、10月

15日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。11月の通常総会は、11月13日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和7年度9月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時20分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年9月18日

議長 藤原和正

署名委員 大森茂利

署名委員 久山英之